

市有地（古波蔵4丁目）売却に伴う事後審査型一般競争入札

実 施 要 領

令和8年1月

那覇市 総務部 管財課

目 次

◇ 実施要領	ページ
1 入札に参加する前に	1
2 入札物件	2
3 最低入札価格	2
4 スケジュール	3
5 入札参加者の資格	3
6 入札参加申込書の受付	4
7 質問受付及び回答	5
8 入札保証金	5
9 入札の辞退	6
10 入札の日時・場所	6
11 入札、開札及び落札者の決定に関する事項	7
12 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）	8
13 入札の無効	8
14 契約保証金	8
15 土地売買契約	8
※ お問い合わせ	9
◇ 物件調書	10
◇ 契約書	15
◇ (様式1) 事後審査型一般競争入札参加申込書	20
◇ (様式2) 入札書	21
◇ (様式3) 委任状	22
◇ (様式4) 土地利用計画書	23
◇ (様式5) 入札保証金納付申請書	24
◇ (様式6) 入札保証金納付免除申請書	25
◇ (様式7) 質疑書	26
◇ (様式8) 入札辞退書	27
◇ (様式9) 誓約書	28
◇ 記載例	29

市有地（古波蔵4丁目）売却に伴う事後審査型一般競争入札実施要領

はじめに

那覇市（以下「本市」という。）では、市有地（古波蔵4丁目）（以下「入札物件」という。）を那覇市ファシリティマネジメント推進方針及び地方自治法第234条第1項の規定に基づき、事後審査型一般競争入札を行い売却する。

1 入札に参加する前に

（1）入札物件売却に伴う事後審査型一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）を熟読すること。

- ① 入札日時、入札に参加する手順、落札した場合の契約締結、物件調書等、入札にあたって必要なことが記載されている。
- ② 物件調書の記載事項については、調査時点における一般的な調査内容を記載しており、現時点で変更されている場合がある。また、図面についても、現状と異なる場合がある。

（2）入札物件はすべて現状引渡しとする。

- ① 入札物件の土壤には汚染があり、土壤汚染対策法に基づくボーリング調査の結果、セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物について基準値を超えて検出されており、令和7年1月30日付け、形質変更時要届出区域（指-8）に指定されている。

なお、形質変更時要届出申請は落札者が行うものとする。

②入札物件には、当該土地のすべての工作物（フェンス、アスファルト舗装、ブロック塀等）が含まれる。物件調書と現状に差異が生じている場合は現状を優先し、契約後の物件引渡しも現状有姿（あるがままのかたち）で行う。

③ 入札物件に越境物がある場合についても、現状のまでの引渡しとなる。本市は越境関係を解消するための交渉や手続きは行わないで、相隣関係間で話し合うこと。契約後に越境関係が判明した場合も同様とする。

（注）越境とは、例えば、隣接地の建物の庇や側溝等が境界を越えて入札物件に入っている場合や、逆に入札物件のフェンスが隣接地に入っている場合等をさす。

（3）隣接地との境界について

隣接地との境界杭等は、原則として設置済である。

（4）入札及び土地売買契約は、公募（登記簿）面積で行う。

（5）事前に必ず現地を確認すること。

- ① 現地の確認の際は、周辺住民の迷惑にならないようにし、次の点に特に配慮すること。

- みだりに隣接地に立ち入らないようにすること。
- フェンス等の工作物を傷つけないようにすること。
- 違法駐車・迷惑駐車はしないようにすること。

- ② 入札説明会を実施しないため、入札に関する質問は令和8年2月6日（金）午後5時までに質疑書（様式7）をFAX又はEメールにて提出すること。（送信後、電話で着信の確認を行うこと。）郵便、電話、口頭での質疑は受け付けない。内容によっては、回答できない場合もある。
- （6）入札、契約手続等において使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は日本円を使用すること。

2 入札物件

本市所有の次の土地の売却について、事後審査型一般競争入札を実施する。
詳細は物件調書をご確認ください。

入札物件の所在地番	地目	地積	建ぺい率	容積率
那覇市古波蔵4丁目402番3	宅地	785.88m ²	60%	200%
那覇市古波蔵4丁目402番4		195.68m ²		

※2筆まとめての売却となります。

3 最低入札価格

入札物件の所在地番	最低入札価格
那覇市古波蔵4丁目402番3	
那覇市古波蔵4丁目402番4	229,500,000円

※落札価格は、最低入札価格以上の最高入札価格とする。

4 入札参加者の資格

- 以下のいずれかに該当する者又は団体は入札に参加できない。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者又は団体。
 - (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、若しくは民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。
 - (3) 市町村税、国保税等を滞納している者。
 - (4) 入札物件を反社会活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用しようとする者。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者。（法人の場合は、その役員もしくは役員予定者も含む）
 - (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれかに該当している。
 - ①暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団又は暴力団員の統制下にある者。
 - ③暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じている。）
 - (8) 上記（1）から（7）については応募後であっても、判明した場合は、入札参加者や落札者として失格とする。

5 スケジュール

No	項目	日程	備考
1	実施要領の公表	令和8年1月16日(金)～ 令和8年2月27日(金)	※1
2	入札参加申込受付期間	令和8年1月16日(金)～ 令和8年2月27日(金)	※1
3	現地見学会	令和8年1月30日(金) 15:00～15:30 ※現地集合、現地解散	※2
4	資料閲覧期間	令和8年1月16日(金)～ 令和8年2月27日(金)	※1 ※4
5	質問受付期間	令和8年1月16日(金)～ 令和8年2月6日(金)	
6	質問回答を本市ホームページに公開	令和8年2月13日(金)	
7	入札保証金納付期間	令和8年2月24日(火)～ 令和8年3月3日(火)	※3
8	入札日 入札場所	令和8年3月6日(金) 午後2時開始 那覇市役所本庁舎5階 501会議室	
9	落札決定通知書送付	令和8年3月中旬	
10	土地売買契約の締結	令和8年3月中旬～ 令和8年3月25日(水) 落札決定の通知を受けた日から7日以内 に契約締結	
11	売買代金の支払	契約締結後～令和8年4月下旬	
12	所有権移転登記	令和8年5月中旬	

※1：受付時間は、午前9時から正午、午後1時から午後5時（ただし、期間中の土・日曜日、祝日を除く。）

※2：現地には駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※3：受付時間は、午前9時から午前11時まで、午後1時から午後2時まで。
(ただし、期間中の土・日曜日、祝日を除く。)

※4：資料閲覧する場合は事前に日程を調整して予約すること。

6. 売却条件

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用途や、いわゆるラブホテルに類する施設の設置、営業を行わないこと。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する利用を行わないこと。

- (3) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれかに該当していないこと。
①暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)
②暴力団又は暴力団員の統制下にある者。
③暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (4) 土地売買契約締結後の土壤汚染除去費用、調査費用、維持管理費用等の一切の費用は落札者が負担し、本市に対して請求できないこと。
- (5) 入札物件はすべて現状引渡しとする。
- (6) 本市は、令和8年3月31日までに土地売買契約書第6条第1項の規定により所有権が移転したときは、令和8年4月1日に買受者に対し現状有姿のまま本件土地の引渡しを行う。
但し、令和8年4月1日以降に土地売買契約書第6条第1項の規定により所有権が移転したときは、その日をもって買受者に対し現状有姿のまま本件土地の引渡しを行ったものとする。買受者は、本件土地の引渡しを受けたら遅滞なく、本市に受領書を提出すること。
- (7) 買受者は、入札物件を当該物件が所在する地域の環境に配慮し、申込み時に提出した土地利用計画書(様式4)に基づいた利用の用途(以下「利用用途」という。)に供すること。
- (8) 買受者は、土地売買契約の締結日から10年間利用用途に供すること。この利用用途に伴い、10年間の買戻特約を設定する。尚、やむを得ない理由により本市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (9) 買受者は、入札物件を第三者に対し、その全部又は一部について、所有権を移転し、又は地上権、賃借権、使用借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。ただし、本市の書面による承認を得た場合は、この限りではない。
- (10) 関係する法令及び例規等を遵守すること。
- (11) 売買契約成立後30日以内までに、本市の発行する納入通知書により一括納付とすること。
- (12) 入札及び土地売買契約は、公簿(登記簿)面積で行う。

7 入札参加申込書の受付

入札に参加する者は、事後審査型一般競争入札参加申込書(様式1)及び添付書類を申込期間内に受付場所に提出すること。なお、本件入札においては、郵送での受付は行わない。

期間内に申し込みない者は、入札に参加することができない。なお、入札参加申込書の受付の期間・場所は、次のとおりとする。

※入札参加申込書等の書類は、本市ホームページからダウンロードすること。

(1) 受付期間

期 間	令和8年1月16日(金)～令和8年2月27日(金) 受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時 (ただし、期間中の土・日曜日、祝日を除きます。)
-----	---

(2) 受付場所

場 所	〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 5階 那覇市役所 総務部 管財課
-----	---

(3) 申込みに必要な書類

- ① 事後審査型一般競争入札参加申込書（様式1）
- ② 土地利用計画書（様式4）
- ③ 印鑑証明書（法人の場合は法人の印鑑証明書）（受付日より3ヵ月以内に発行されたもので原本）
- ④ 誓約書（様式9）

8 質問受付及び回答

入札者は、実施要領、閲覧図書（契約書、図面等）等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において実施要領等に疑義がある場合は、質疑書（様式7）により説明を求めることができる。ただし、入札後、実施要領等について不知又は不明を理由として異議を求めるることはできない。実施要領等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

期 間	令和8年1月16日(金)～令和8年2月6日(金) 受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時 (ただし、期間中の土・日曜日、祝日を除きます。)
-----	--

(2) 提出方法

質疑書（様式7）にまとめ、次の連絡先までFAX又はEメールにて提出すること（送信後、電話で着信の確認を行うこと。）再質問の受付は行わない。

郵便、電話、口頭での質疑は受けない。内容によっては、回答できない場合もある。

T E L : 098-862-9904

F A X : 098-862-9352

E メールアドレス : S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

(3) 回答方法

本市ホームページで令和8年2月13日(金)までに公表する。質疑者名は非公表とする。

9 入札保証金

入札保証金納付申請書(様式5)の提出を受けて本市より納付書を交付するので、本市が指定する金融機関にて期間内に入札保証金を納付すること。また、申請時に入札保証金の返還時振込口座の写しを併せて提出すること。

(1) 入札保証金の納付期間・入札保証金納付申請書の受付場所

入札保証金の納付期間	令和8年2月24日(火)～令和8年3月3日(火) 受付時間 午前9時～午前11時、午後1時～午後2時 (期間中の土・日曜日、祝日は除く。)
入札保証金納付申請書の受付場所	〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 5階 那覇市役所 総務部 管財課

※本庁舎地下駐車場の利用は、無料・割引の対象とはならないので、来庁の際はバス・モノレール等の公共交通機関を利用されたい。

(2) 入札保証金領収書(原本)は、入札当日に持参すること。持参しないものは入札に参加できない。

(3) 入札保証金は、入札者が予定をしている入札金額の100分の5以上に相当する額とする。※入札日に最高入札価格で応札しても入札保証金の額が100分の5以上の額に達していない場合は、入札が無効となるので注意すること。

(4) 入札の場所における入札保証金の納付は認めない。

(5) 入札保証金納付の免除

① 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の納付の全部又は一部の免除を受けることができる。

② 入札保証金の納付の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書(様式6)により申請してその免除承認書を受けること。

(6) 入札保証金の返還

① 入札保証金は、落札候補者に対しては契約締結後、土地売買代金に充てることができる、土地売買代金に充てない場合は土地売買代金支払い後、後日口座振込により返還する。

落札候補者以外の者に対しては、入札執行後、後日口座振込により返還する。

② 天災その他やむを得ない理由があること、公正な入札が行われないと認められること又は入札者が入札条件に反したことにより入札が取り消されたときは、入札保証金を返還する。

③ 落札候補者が契約を締結しない場合は、その者が納付した入札保証金は本市に帰属する。

④ 入札保証金には利息を付さない。

10 入札の辞退

入札参加申込後、入札書提出前までは入札を辞退することができる。辞退する場合は、入札辞退届(様式8)を郵送またはファックスで提出すること。

なお、一度提出された入札辞退届は取り消すことができないので、注意すること。

11 入札の日時・場所

(1) 入札の日時・場所

日 時	令和8年3月6日(金) 午後2時開始
場 所	〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎 5階 501会議室

※本庁舎地下駐車場の利用は、無料・割引の対象とはならないので、来庁の際はバス・モノレール等の公共交通機関を利用されたい。

12 入札、開札及び落札者の決定に関する事項

(1) 入札当日に持参するもの

- ① 入札書（様式2）
- ② 委任状（様式3）※代理人により入札しようとする場合のみ
- ③ 入札保証金領収証書（原本）
- ④ 写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

(2) 入札方法

- ① 入札書（様式2）による紙入札
- ② 入札は、入札保証金を納付した者又はその代理人が出席して行う。
- ③ 入札は、係員の指示により行う。
- ④ 入札の場所において、入札の執行を妨げるおそれのある者は、入札に参加させない場合がある。
- ⑤ 入札の開始時刻に出席しない者の入札は、認めない。
- ⑥ 入札書（様式2）及び委任状（様式3）には、実印（印鑑証明書の印）を押印しなければならない。代理人による入札の場合、入札書（様式2）には委任状（様式3）に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- ⑦ 入札した入札書（様式2）の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- ⑧ 郵便による入札は、認めない。
- ⑨ 落札候補者の入札書に記載された入札金額は公表する。
- ⑩ 天災その他やむを得ない理由があるとき、公正な入札が行われないと認められるとき、又は入札者が入札条件に反したときは、入札を延期し、若しくは取り消すことがある。

(3) 落札者の決定

- ① 入札を行った者のうち、最低入札価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- ② 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

- (③) 落札候補者の入札が無効であることが判明したときは、次順位の者を落札候補者とする。
- (④) 落札候補者に対して、入札終了後契約手続きの説明を入札場所にて行うので必ず出席すること。
- (⑤) 契約手続きの説明には、落札候補者本人または代理人が必ず出席すること。
- (⑥) 落札候補者は指定された期日までに資格審査書類を提出し、資格の条件をすべて満たすことを確認できた場合には落札決定通知書によりその旨通知する。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 事後審査型一般競争入札参加申込書（様式1）にて参加意思表明をしていない者がした入札
- (3) 委任状（様式3）を持参しない代理人がした入札
- (4) 入札書（様式2）が所定の日時までに提出されない入札
- (5) 同一事項について、2通以上の入札書（様式2）が提出された入札
- (6) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (7) 談合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (8) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (9) 入札書（様式2）の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (10) 入札書（様式2）に記名押印を欠いた入札
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (12) 入札書（様式2）の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (13) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (14) 郵送による入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

14 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は指定された期日までに次の書類を提出すること。

- (1) 直近の市町村税の納税（完納）証明書
- (2) 個人の場合は、国民健康保険税の納税（完納）証明書（ただし、国民健康保険税の被保険者以外の場合は医療保険手帳の写し）、法人の場合は、社会保険料納入証明書（直近1年分）
- (3) 個人の場合は本籍地市町村で発行する身分証明書、法人の場合は法人登簿謄本（いずれも受付日より3ヶ月以内に発行されたもの）
- (4) 申出書

15 契約保証金

那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第30条第11号の規定により、
契約保証金は免除とする。

16 土地売買契約

(1) 落札候補者は、「土地売買契約書」により契約を締結することになるの
で、入札参加申込者は、契約書を熟読の上、入札に参加すること。

(2) 契約締結

① 落札候補者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に、那覇市
役所本庁舎 5階 管財課にて売買契約を締結すること。

② 落札候補者が、期間内に売買契約を締結しない場合は、その落札は
無効となり、入札保証金は返還しない。

(3) 土地売買代金の納入

① 土地売買代金は、売買契約成立後30日以内に、一括払とする。

② 所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転するものとする。

(4) 売買契約書(那覇市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、その他契 約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札候補者の負担とする。

【お問合せ】

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画グループ

電話：(直通) 098-862-9904

(次ページへ続く)

『物件調書』

入札物件	最低入札価格	229,500,000 円
	入札保証金	入札金額の 100 分の 5 以上

【入札物件の表示】

入札物件の所在地番	地目	地積	建ぺい率	容積率
那覇市古波蔵 4 丁目 402 番 3	宅地	785.88m ²	60%	200%
那覇市古波蔵 4 丁目 402 番 4		195.68m ²		

特記事項

- (1) 入札物件はすべて現状引渡しとする。
- ① 入札物件の土壤には汚染があり、セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物について基準値を超えて検出されており、令和7年1月30日付け、形質変更時要届出区域（指-8）に指定されている。
なお、形質変更時要届出申請は落札者が行うものとする。
- ② 入札物件には、当該土地のすべての工作物（フェンス、アスファルト舗装、ブロック塀等）が含まれる。物件調書と現状に差異が生じている場合は現状を優先し、契約後の物件引渡しも現状有姿（あるがままのかたち）で行う。
- ③ 入札物件に越境物がある場合についても、現状のまでの引渡しとなる。本市は越境関係を解消するための交渉や手続きは行わないでの、相隣関係間で話し合うこと。契約後に越境関係が判明した場合も同様とする。
- (注) 越境とは、例えば、隣接地の建物の庇や側溝等が境界を越えて入札物件に入っている場合や、逆に入札物件のフェンスが隣接地に入っている場合等をさす。
- (2) 土壤汚染対策費用等の負担について
土壤汚染対策費用等は当該土地の落札者が負担するものとする。落札者は本市に対して、土壤汚染対策費用等の一切の請求ができないものとする。
- (3) 隣接地との境界について
隣接地との境界杭等は、原則として設置済である。
- (4) 入札及び土地売買契約は、公簿（登記簿）面積で行う。
- (5) ボーリング調査結果について
①ボーリング調査結果については、【ボーリング調査結果報告書等（概要版）】を参照。

- ②ボーリング調査結果報告書の全部は那覇市総務部管財課窓口にて閲覧可。但し、閲覧の事前予約をしてから閲覧してください。
- ③ボーリング調査結果報告書に係る質問は質疑書（様式7）にて行うこと。

(6) 建築制限等について

- ①建築制限等については、あらかじめ入札参加申込者が関係機関に照会する等して十分確認すること。
- ②入札物件を使用するにあたっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の各種法令等の規制を受けることになるので、計画に見合った利用の可否について、十分に確認すること。
- ③物件調書等に記載した建ぺい率、容積率等の規制は、建築物の構造や道路幅員等によって変わる場合がある。また、道路占用許可等の申請や占用料等の各種負担金が課せられる場合があるので、これらも含めて十分に確認すること。
- ④各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用にあたっては、各事業者と十分に協議すること。

(7) 入札物件の現在の利用状況について

入札物件は令和8年3月31まで駐車場として土地賃貸借契約を締結している。

(次ページへ続く)

【位置図】



【航空写真】



【現況地積併合図】



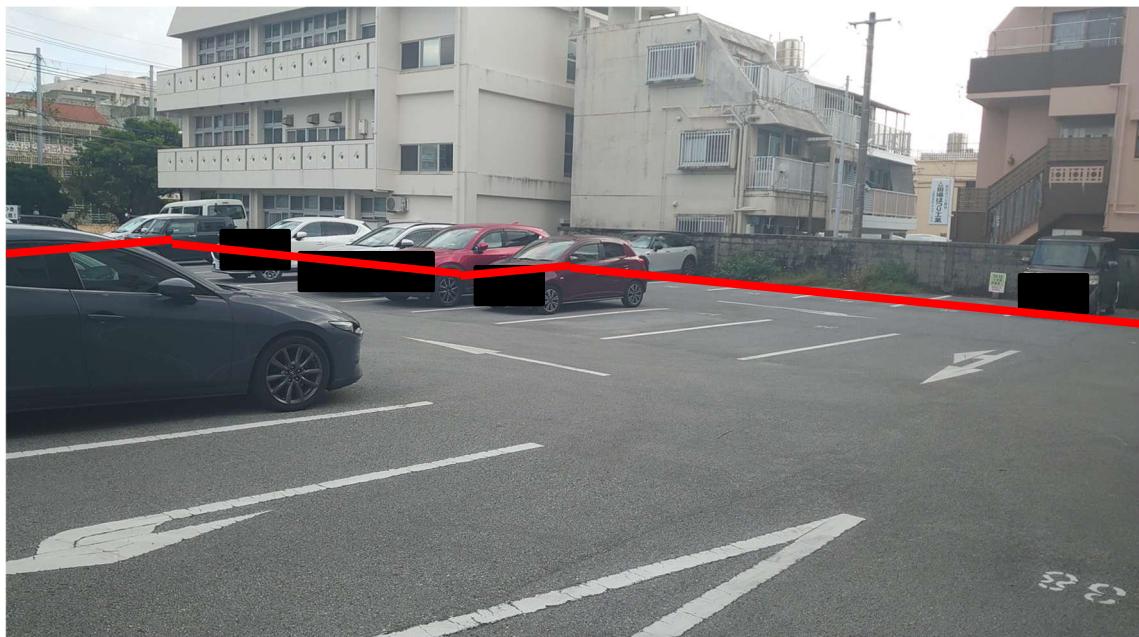
【現地写真 1】



【現地写真 2】



【現地写真 3】



※【位置図】、【航空写真】、【現況地積併合図】、【写真】に示した赤枠は境界線のおおよその位置を示したもので、実際の境界線と異なる場合がある。実際の境界は当該土地に設置されている境界標等で確認してください。

土地売買契約書

売主那霸市（以下「甲」という。）と買主（以下「乙」という。）は、次のとおり土地の売買に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、その所有に係る末尾記載の土地（以下「本件土地」という。）を現状有姿のまま売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

2 甲及び乙は、前項に基づく売買を真正かつ有効な売買とする意思を有することをここに確認する。

（売買代金）

第2条 本件土地の売買代金は、金円とする。

（契約保証金の免除）

第3条 那霸市契約規則（平成26年那霸市規則第59号）第30条第11号の規定により、契約保証金は免除とする。

（売買代金の支払）

第4条 乙は、売買代金の全額を、本契約締結の際に甲の発行する納入通知書により甲の指定金融機関等に、令和 年 月 日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

（遅延利息）

第5条 乙は、売買代金を支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から売買代金を支払う日までの日数に応じ、那霸市債権管理条例第7条の例に準じて算定した額（100円未満の端数があるときはその端数額を、又は当該算出額が100円未満であるときはその全額を切り捨てる。）の遅延利息を甲の発行する納入通知書により甲の指定金融機関等に支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

（所有権の移転及び登記）

第6条 本件土地の所有権は、乙が売買代金（前条の遅延利息がある場合は、当該遅延利息を含む。）の支払を完了したときに、乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により本件土地の所有権が移転した後、甲に対して当該所有権の移転登記に必要な書類を添えて当該所有権の移転登記の請求をするものとし、甲は、その請求に基づき遅滞なく当該所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(本件土地の引渡し)

第7条 甲は、令和8年3月31日までに第6条第1項の規定により所有権が移転したときは、令和8年4月1日に乙に対し現状有姿のまま本件土地の引渡しを行う。

但し、令和8年4月1日以降に第6条第1項の規定により所有権が移転したときは、その日をもって乙に対し現状有姿のまま本件土地の引渡しを行つたものとする。乙は、本件土地の引渡しを受けたら遅滞なく、甲に受領書を提出する。

(危険負担)

第8条 この契約の締結の日以降、第7条の引渡しのときまでの間に、甲の責めに帰すことのできない事由により本件土地が滅失し、又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、この契約締結後売買土地に面積の不足その他種類・品質・数量に関するこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

2 甲及び乙は、本件土地の面積が末尾記載のとおりであることを確認し、後日に当該面積との差異が発見された場合においても、売買代金の増額又は減額の請求、地積更正の請求その他一切の異議を申し述べない。

(特約条項)

第10条 乙は、本件土地が市有地（古波蔵4丁目）売却に伴う事後審査型一般競争入札実施要領記載の内容であることを了承したうえ、本件土地を買い受けるものとする。

2 乙は、本件土地が土壤汚染対策法（平成14年5月29日 法律第53号）に基づく形質変更時要届出区域に指定されていること、及び市有地（古波蔵4丁目）売却に伴う事後審査型一般競争入札実施要領に記載している有害物質が存在することを了承したうえ、本件土地を買い受けるものとする。

3 乙は甲に対し、この契約締結後の入札物件の土壤汚染の調査、維持管理及び除染対策等に係る一切の費用の請求はできないものとする。また、これらに起因する土地売買代金の減額請求その他一切の異議を申し述べない。

4 乙は、工作物（ブロック塀、フェンス等）について、現状有姿のまま本件土地を買い受けるものとし、境界問題（工作物の越境など）について、乙が責任を持ってその対応にあたるものとする。

(土地利用の用途の指定等)

第11条 乙は、本件土地にかかる市有地（古波蔵4丁目）売却に伴う事後審査型一般競争入札実施要領に基づき、申込時に提出した土地利用計画書に基づいた利用の用途（この契約の締結の日までに甲において承認した変更内容を含む。以下「利用用途」という。）に供さなければならない。

(利用用途の内容の変更)

第12条 乙は、やむを得ない事由が発生したときは、当該事由を記載した書面を甲に提出し、その承認を得て、利用用途の内容を変更することができる。

(権利の設定の制限等)

第13条 乙は、本件土地を第三者に対し、その全部又は一部について、所有権を移転し、又は地上権、賃借権、使用借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならないものとする。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(権利・義務の承継措置)

第14条 乙は、第三者が利用用途に供する場合又は第13条ただし書きの規定により、第三者に対し、本件土地に関する権利の設定等を行おうとする場合は、当該権利者に対し、この契約に基づく乙の権利・義務を承継させるために必要な措置をとらなければならない。

(利用制限)

第15条 乙は、本件土地を以下の用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用途や、いわゆるラブホテルに類する施設の設置、営業の用途。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する利用用途。
- (3) 暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する利用を行わないこと。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙は、その相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、甲は、催告を要しないで直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 乙が第15条の規定に違反したとき。
 - (2) 乙に、本件土地の売買に関し虚偽の報告若しくは申告その他不正な行為があったとき。
 - (3) 乙に、破産等の事由が発生し、これによりこの契約に規定する義務を履行することができないと認められるとき。
- 3 前2項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

(買戻特約)

第17条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、本件土地を買戻すことができる。

- (1) 第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条の規定に違反したとき。
 - (2) 虚偽の報告若しくは申告その他不正な行為によりこの契約を締結したとき。
- 2 前項の規定による買戻しができる期間は、この契約の締結の日から 10 年を経過する日までとする。
 - 3 甲が第 1 項の規定により本件土地を買戻すときは、甲は、乙に対し乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還する売買代金には利息は付さないものとする。
 - 4 第 1 項の規定により甲が本件土地を買戻した場合において、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

(買戻特約の登記)

第 18 条 前条第 1 項に規定する買戻しに係る登記（同条第 3 項及び第 4 項に規定する事項に係る登記を含む。次項において同じ。）は、甲が、第 6 条第 2 項の規定による所有権移転の登記と同時に嘱託するものとする。

- 2 前項の規定による買戻特約の登記は、第 17 条第 2 項の期間を経過した時（ただし、利用用途に基づくマンション分譲事業における区分所有建物に係る敷地については、当該建物に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。その後の改正を含む。）第 7 条第 5 項の検査済証の取得後速やかに）に抹消するものとし、甲は、乙に対し当該抹消登記申請のために必要な書類を提出するものとする。

(原状回復)

第 19 条 乙は、甲が第 16 条又は第 17 条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、本件土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が本件土地を原状に回復することを必要としないと認めるときは、この限りではない。

- 2 乙は、前項の規定により本件土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、本件土地の所有権移転又は抹消の登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(違約金)

第 20 条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、第 1 号と第 2 号のいずれにも該当する事由が生じたときは、第 1 号のみが適用される。

- (1) 甲が第 16 条の規定によりこの契約を解除したとき又は第 17 条第 1 項の規定により本件土地を買戻したときは、売買代金の 3 割に相当する額
- (2) 前号に掲げる場合のほか、乙が、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条の規定に違反したときは、売買代金の 3 割を上限として甲が指定する割合に相当する額

(使用料相当額の支払)

第21条 乙は、甲が第16条又は第17条の規定によりこの契約を解除したときは、第20条の違約金とは別に、第7条の引渡しを受けた日の属する月から第19条第1項による本件土地の返還の日の属する月までの間の使用料相当額を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の使用料相当額の年額の計算については、次に掲げる計算式による額を基準とする。

本件土地の当該年度毎の固定資産税評価額に準ずる額×0.035×0.67

(損害賠償)

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、第20条の違約金及び第21条の使用料相当額とは別に、その損害を賠償しなければならない。

(返還金等)

第23条 甲は、第16条又は第17条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が第19条に規定する義務を完全に履行した後、乙が支払った売買代金について利息を付さずに返還するものとする。

- 2 乙は、自らが負担したこの契約の締結に要した費用及び本件土地に関して支出した必要経費、有益費、違約金その他一切の費用を甲に請求することができない。
- 3 第1項の場合において、第20条の違約金、第21条の使用料相当額、第22条に規定する損害賠償金その他乙が甲に支払うべき金銭があるときは、返還する売買代金と相殺する。

(契約費用等)

第24条 この契約の締結に要する一切の費用並びに所有権移転の登記手続、買戻特約の登記手続及び同登記の抹消登記手続に要する費用等は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

(信義誠実の義務)

第26条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(協議)

第27条 この契約に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自が
その1通を所持する。

令和 年 月 日

那覇市泉崎1丁目1番1号
甲 那覇市
那覇市長 知念 覚

乙

土地の表示

所 在	地 番	地目	地 積
那覇市古波蔵4丁目	402番3	宅地	785.88 m ²
那覇市古波蔵4丁目	402番4	宅地	195.68 m ²

(以下余白)

(様式 1)

事後審査型一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

住所
申込者 氏名 印

(法人の場合は法人名と代表者氏名)
(電話 :)
(FAX :)

下記の土地の事後審査型一般競争入札に参加したいので、次の書類を添えて申込みします。

記

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵4丁目402番3	宅地	785.88m ²
那覇市古波蔵4丁目402番4		195.68m ²

2 添付書類（次の書類を添付してください）

- (1) 印鑑証明書（受付日より3ヶ月以内に発行されたもの）
- (2) 土地利用計画書（様式4）
- (3) 誓約書（様式9）

3 その他

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式 2)

入札書

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵 4 丁目 402 番 3	宅地	785.88m ²
那覇市古波蔵 4 丁目 402 番 4		195.68m ²

2 入札金額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商 号

氏 名

印

代理人

印

那覇市長 知念 覚 宛

(注意)

- 1 入札金額の記入は算用数字を用い、金額の前に「¥」または「金」を記入してください。
- 2 金額の訂正は認めません。
- 3 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。代理人による入札の場合は、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。

(様式3)

※入札当日に会場に来ることができない入札参加者は、代理人を通して必ずこの委任状を提出してください。

委任状

代理人の住所
代理人の氏名

印

上記の者を、私の代理人として、次の土地の事後審査型一般競争入札に関する一切の権限(ただし契約締結に関する権限は含まない)を委任します。

入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵4丁目402番3	宅地	785.88m ²
那覇市古波蔵4丁目402番4		195.68m ²

令和 年 月 日

《申込人(委任者)》
住 所
氏 名

印

(法人の場合は法人名と代表者名)

那覇市長 知念 覚 宛

(注意)

- 1 委任者の押印は、印鑑登録届出印を使用してください。
- 2 代理人の押印は、認印でも構いません。

(様式4)

土地利用計画書

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

住 所

申請人 氏 名 印

(法人の場合は法人名と代表者名)
電 話

下記市有地を譲受した場合、利用計画は下記のとおりです。

記

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵4丁目402番3	宅地	785.88m ²
那覇市古波蔵4丁目402番4		195.68m ²

2 譲受後の利用計画

(注意)

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式5)

入札保証金納付申請書

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

住 所

氏 名 印

(法人の場合は法人名と代表者氏名)

「市有地（古波蔵4丁目）売却に伴う事後審査型一般競争入札」の入札保証金として、下記のとおり納付申請します。

記

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵 4 丁目 402 番 3	宅地	785.88m ²
那覇市古波蔵 4 丁目 402 番 4		195.68m ²

2 入札保証金納付額

円

3 入札保証金の返還時振込口座

金融機関名	銀行		支店
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

(注意)

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式6)

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

住 所
氏 名 印
(法人の場合は法人名と代表者氏名)

下記のとおり入札保証金の納付免除を申請します。

記

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵4丁目402番3		785.88m ²
那覇市古波蔵4丁目402番4	宅地	195.68m ²

2 入札保証金納付免除額

円

3 添付書類

入札保証保険契約書等

(注意)

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式7)

質疑書

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

住 所

氏 名

印

(法人の場合は法人名と代表者名)
電 話

市有地（古波蔵4丁目）売却に伴う事後審査型一般競争入札実施要領について、次のことを質問します。

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵4丁目 402番3		785.88m ²
那覇市古波蔵4丁目 402番4	宅地	195.68m ²

2 質疑内容

項目	実施要領等関連項目名 :
	実施要領等 () ページ
内容	

(注意)

- 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。
- 実施要領の関連項目及び関連ページを付記してください。
- この様式に従いA4サイズで作成し、FAX、Eメールで提出してください。

(様式8)

入札辞退届

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

住 所

氏 名

印

(法人の場合は法人名と代表者名)
電 話

下記入札物件の事後審査型一般競争入札に参加申込みをしましたが、都合により参加を辞退します。

記

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵4丁目402番3	宅地	785.88m ²
那覇市古波蔵4丁目402番4		195.68m ²

2 入札日時

令和8年3月6日(金) 午後2時開始

(注意)

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式9)

誓 約 書

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 様

住 所

氏 名

印

(法人の場合は法人名と代表者氏名)
(電話番号)

私（当社）は、那覇市の「市有地（古波蔵4丁目）売却に伴う事後審査型一般競争入札」への参加にあたり、下記事項について誓約します。なお、当該入札参加資格確認のため、那覇市が警察当局に照会することについて同意いたします。

記

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。
- (2) 私(当社)は、現在もまた将来においても、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例(平成24年3月27日条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当するものではありません。
また、暴力団や暴力団と関係がある企業との契約や私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団等の不当介入に対しては、那覇市や警察等の関係機関と協力の上その排除に努めます。
- (3) 競争入札又は見積において公正な執行を妨げません。また、公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために談合しません。
- (4) 今後とも、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び関係法令を遵守します。
- (5) この誓約が事実と相違することが判明した場合は、那覇市から競争入札参加資格の取消し、指名停止、契約解除等の措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

(注意) 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

《 言文書例 》

(様式 1)

事後審査型一般競争入札参加申込書

那覇市長 知念 覚 宛

令和 年 月 日

申込者 住所：那覇市泉崎▲丁目▲番▲号

氏名：株式会社 ●▲■

代表取締役 那覇 太郎 印

(法人の場合は法人名と代表者氏名)

(電話：098-862-▲▲▲▲)

(F A X : 098-862-■■■■■)

下記の土地の事後審査型一般競争入札に参加したいので、次の書類を添えて申込みします。

記

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波藏 4 丁目 402 番 3		785.88m ²
那覇市古波藏 4 丁目 402 番 4	宅地	195.68m ²

2 添付書類（次の書類を添付してください）

- (1) 印鑑証明書（受付日より 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- (2) 土地利用計画書（様式 4 ）
- (3) 誓約書（様式 9 ）

3 その他

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

《記載例：本人の場合》
(様式2)

入札書

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵4丁目402番3	宅地	785.88m ²
那覇市古波蔵4丁目402番4		195.68m ²

2 入札金額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所 那覇市泉崎▲丁目▲番▲号
商 号 株式会社 ●▲■
氏 名 代表取締役 那覇 太郎 (印)
代理人

那覇市長 知念 覚 宛

(注意)

- 1 入札金額の記入は算用数字を用い、金額の前に「¥」または「金」を記入してください。
- 2 金額の訂正は認めません。
- 3 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。代理人による入札の場合は、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。

《記載例：代理人の場合》
(様式2)

入札書

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵4丁目402番3	宅地	785.88m ²
那覇市古波蔵4丁目402番4		195.68m ²

2 入札金額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所 那覇市泉崎▲丁目▲番▲号
商 号 株式会社 ●▲■
氏 名 代表取締役 那覇 太郎
代理人 那覇 花子 ㊞

那覇市長 知念 覚 宛

(注意)

- 1 入札金額の記入は算用数字を用い、金額の前に「¥」または「金」を記入してください。
- 2 金額の訂正は認めません。
- 3 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。代理人による入札の場合は、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。

《記載例》

(様式3)

※入札当日に会場に来ることができない入札参加者は、代理人を通して必ずこの委任状を提出してください。

委任状

代理人の住所 那霸市久茂地▲丁目▲番▲号
代理人の氏名 那霸 花子 (印)

上記の者を、私の代理人として、次の土地の事後審査型一般競争入札に関する一切の権限(ただし契約締結に関する権限は含まない)を委任します。

入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那霸市古波藏4丁目402番3		785.88m ²
那霸市古波藏4丁目402番4	宅地	195.68m ²

令和 年 月 日

《申込人》
住 所 那霸市泉崎▲丁目▲番▲号
氏 名 株式会社 ●▲■
代表取締役 那霸 太郎 (印)
(法人の場合は法人名と代表者名)

那霸市長 知念 覚 宛

(注意)

- 委任者の押印は、印鑑登録届出印を使用してください。
- 代理人の押印は、認印でも構いません。

《 記載例 》

(様式 4)

土地利用計画書

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

住 所 那覇市泉崎▲丁目▲番▲号
申請人 氏 名 株式会社 ●▲■
代表取締役 那覇 太郎 (印)
(法人の場合は法人名と代表者名)
電 話 : 098-862-▲▲▲▲

下記市有地を譲受した場合、利用計画は下記のとおりです。

記

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波藏 4 丁目 402 番 3		785.88m ²
那覇市古波藏 4 丁目 402 番 4	宅地	195.68m ²

2 譲受後の利用計画

- 例 1 : 本人用の住宅として利用します。
例 2 : 建築設計事務所として利用します。
例 3 : 文具店として利用します。
例 4 : 木工組立作業所として利用します。
例 5 : 契約駐車場として利用します。

(注意)

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

《 言文書例 》

(様式5)

入札保証金納付申請書

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

住 所 那覇市泉崎▲丁目▲番▲号

氏 名 株式会社 ●▲■

代表取締役 那覇 太郎 (印)

(法人の場合は法人名と代表者名)

「市有地（古波蔵4丁目）売却に伴う事後審査型一般競争入札」の入札保証金として、下記のとおり納付申請します。

記

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵 4 丁目 402 番 3	宅地	785.88m ²
那覇市古波蔵 4 丁目 402 番 4		195.68m ²

2 入札保証金納付額

円

3 入札保証金の返還時振込口座

金融機関名	銀行		支店
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

(注意)

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

《 言文書例 》

(様式6)

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

住 所 那覇市泉崎▲丁目▲番▲号
氏 名 株式会社 ●▲■
代表取締役 那覇 太郎 (印)
(法人の場合は法人名と代表者名)

下記のとおり入札保証金の納付免除を申請します。

記

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵4丁目402番3		785.88m ²
那覇市古波蔵4丁目402番4	宅地	195.68m ²

2 入札保証金納付免除額

円

3 添付書類

入札保証保険契約書等

(注意)

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

《 言文書例 》

(様式7)

質疑書

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

住 所 那覇市泉崎▲丁目▲番▲号

氏 名 株式会社 ●▲■

代表取締役 那覇 太郎 

(法人の場合は法人名と代表者名)

電 話 : 098-862-▲▲▲▲

市有地（古波蔵 4 丁目）売却に伴う事後審査型一般競争入札実施要領について、次のことを質問します。

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵 4 丁目 402 番 3		785.88m ²
那覇市古波蔵 4 丁目 402 番 4	宅地	195.68m ²

2 質疑内容

項目	実施要領連項目名 :
項目	実施要領 () ページ
内容	

※実施要領の関連項目及び関連ページを付記してください。

※この様式に従いA4サイズで作成し、FAX、Eメールで提出してください。

(注意)

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

《 言文書例 》

(様式8)

入札辞退届

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

住 所 那覇市泉崎▲丁目▲番▲号

氏 名 株式会社 ●▲■

代表取締役 那覇 太郎 (印)

(法人の場合は法人名と代表者名)

電 話 : 098-862-▲▲▲▲

下記入札物件の事後審査型一般競争入札に参加申込みをしましたが、都合により参加を辞退します。

記

1 入札物件

物件の所在地番	地目	地積
那覇市古波蔵 4 丁目 402 番 3		785.88m ²
那覇市古波蔵 4 丁目 402 番 4	宅地	195.68m ²

2 入札日時

令和8年3月6日(金) 午後2時開始

(注意)

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

《 言文書例 》

(様式9)

誓 約 書

令和 年 月 日

那覇市長 知念 覚 様

住 所 那覇市泉崎▲丁目▲番▲号

株式会社 ●▲■
氏 名 代表取締役 那覇 太郎 印

(法人の場合は法人名と代表者氏名)
(電話番号098-862-▲▲▲▲)

私（当社）は、那覇市の「市有地（古波蔵4丁目）売却に伴う事後審査型一般競争入札」への参加にあたり、下記事項について誓約します。なお、当該入札参加資格確認のため、那覇市が警察当局に照会することについて同意いたします。

記

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。
- (2) 私(当社)は、現在もまた将来においても、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例(平成24年3月27日条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当するものではありません。
また、暴力団や暴力団と関係がある企業との契約や私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団等の不当介入に対しては、那覇市や警察等の関係機関と協力の上その排除に努めます。
- (3) 競争入札又は見積において公正な執行を妨げません。また、公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために談合しません。
- (4) 今後とも、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び関係法令を遵守します。
- (5) この誓約が事実と相違することが判明した場合は、那覇市から競争入札参加資格の取消し、指名停止、契約解除等の措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

(注意) 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。